

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月七日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第一号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年広島県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第十三号を次のように改める。

十三 公益財団法人ひろしま産業振興機構

別表第二中第九号を第十号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 地方公共団体金融機構

別表第三中第五号を削り、第六号を第五号とする。

附 則

この人事委員会規則は、平成二十三年四月一日から施行する。